

(8)

沖縄建設工事関係

0287

RH'-0015

0317

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

H' 2. 2. 01

昭和二五 三五 平 大 阪 一月九日一六五五發 遠 地  
本 省 十日〇八三八着  
外 務 大 臣 島 事 務 局 長

第六号 (日本業者の沖繩建設工事参加に関する件)  
日本業者の沖繩建設工事参加に關し勞務者要求も含まれるものか、  
然りとせば担当業者名お知らせ請う (了)  
配布先 遠地、大臣、次官、政務、連絡局長、政總次長、遠地  
連々、文、電

外 務 省

0288

10

H' 2. 2. 01 W

沖繩建設工事に関する件

二五、一、二四 遠地 山下

本件は、先づ總司令部発表として一部新聞紙上に報道  
され、日本業者の沖繩建設工事参加に關し、勞務者要求は、合  
り、ものか、との照會が近畿連調よりあること、一月十四日、午後連絡局  
地方課川島事務官及山下事務官は米極東軍總司令部技術  
局 (Engineer Section) を往訪して本件に合議し、その要  
旨は左の通りである。

外 務 省

0289

会議要旨

フリーマン中佐は

先づ、本日特に出発の時間を選んたのは、本件について種々誤謬を招き、  
加流布されていゝので、他の人が来たり電話がかかると来て、さういふと困  
ると思つてかゝつた。

川島事務官

日本業者の沖繩建設工事参加に關し、事務者要求も含まれ

外務省

0290

9

るものかとの照会が大阪連調からある。話を伺ひに来ら

フ中佐

一、本件については、種々デマが飛んでいゝので、あつてある例へは、同組が

既に契約を引受けたと、既に日本人業者が沖繩に視

察に行き、いゝなど種々憶測を起して、いゝようである。右は全

部実無根である。

二、既に決定した謬りのない事実としては、次の諸点がある。

外務省

0291

RH'-0015



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

四、近く神繩に大建設工業が始まること、之は合地と占領して  
 いる米國と、その經濟を維持するために必要である。  
 四、この米國議會で數百萬の支出が承認された。  
 四、米國及び比島、日本、神繩の各業者に競争入札させて何れの  
 ものにも均等の機会を與へて、決して差別しない方針である。  
 三、以上の事は既にG.H.Q.にも發表した旨であるが、貴省の「ケヤン」  
 報に周知を要する貴省に差支はない。

外務省

0292

四、但しそれ以外の事は、つとて業者から照会がある限り直接  
 術局に連絡するよう指導してほしい。  
 之は途中の誤解を正す為に必要なである。  
 五、上記以外の事は、現在検討中であるが、貴方には業者から照  
 会があれば別紙の記載事項に記入して、細部計画の決定  
 の参考にしてほしい。

外務省

0293



事務者の輸送娯楽施設事務加配米 労賃に因り  
為替レート等種々の問題であるが、近く最右の決定が出  
来ると思う。その上正式の入札が行はれよう  
六次は川島より「お話の如く種々の問題がある訳であるから  
細部計画が決定すれば日本も政府としても、之に同意  
せざるを得ぬ面が出て来ると思う。幸ひ連絡局は済  
外事務の調整と任務とをいさから右の計画が決定したら

外務省

0294

至急連絡してほしいと希望しな所  
つ中佐は  
それは多分是非希望する所で誤る噂の流布をさける  
為絶之が緊密な連絡を保つてもらいたい  
七、川島事務官  
つかりに日本の業者が参加することになる。際日本乃至神籠  
の何れの事務者を使用しても差支へないから

外務省

0295

RH'-0015



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

つ中佐

つ之はつ之は最初占領軍で直接雇傭まふかと思ひながら  
之は工事契約者か雇傭する事にならざる。

今の選択権の事は未定である。個人の考ではこの権利  
は認めらるゝことと思ひながら、實際問題として居住施設の

関係から最初現場の労務者を雇う事にならざる。

川島事務官

外務省

0296

然し沖繩には熟練した技術者は充ちないのでない  
か。

つ中佐

その心配は無用である。特殊技術者は米軍で直接

雇傭し提供する方がある。

以上

外務省

0297



解除  
第7回公開

文書課長

高 裁 案

昭和25年5月24日起案  
昭和25年 月 日 決裁

主管 主任

大 申

次官

政務局長

経務課長

連絡局 地方課長

件名 神鏡に於ける米軍工事に關する件

本件に關し、極東軍統司令部、琉球軍政府、神鏡現地報道等と係合して別添の通り、経過概要、工事の内容及び経費並びに日本業者の

参考及び下札に付しての事とあり、右の如き高覧に供します。

外務省

0299

意  
決裁ヲ經タルトキハ直ニ第三通  
ヲ添ヘ文書課ヘ廻付セラレタシ

0298

RH'-0015

0323

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

解除  
第7回公開



一 經過概要

沖繩に於ける米軍工事について

一九四五年沖繩占領当初は米海軍の管轄下にあつたが今年九月  
猛烈な颱風の打撃を受け、当初予定していた海軍基地と  
しこの使用を断念せざるを得なかつた

つと一九四六年七月一日米海軍より陸軍に移管されたが爾後

恒久的な軍事工事は殆んど施行されなかつたし又累次の颱風に

外務省

0300

よりその施設は甚しく痛められた

一九四九年三月八日ロイヤル米陸軍長官等が沖繩を訪問した際

には何等その動きは見られなかつた

然るに二十四年九月四日ウォリス米陸軍次官が沖繩を視察

した際には己に具体的計画に着手しその実地視察を行つ

たものと推察される彼は沖繩視察の帰途ハワイに於て日本人

及沖繩人の労働力を陸軍及空軍の建設工事に利用すること

外務省

0301

RH'-0015

0324

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



についで討議せられたと語る。同年十月中旬コリンズ米陸軍  
 参謀総長一行が沖縄視察を行なう直後本問題が正式に  
 大々採り上げられ新聞雑誌等に報道せられるようになった。  
 これが中国本土の状況や台湾が慌しい動きを示してくるに従って  
 沖縄の地位が戦略上から飛躍的に重大となり米國のアイランド  
 ー日本トフリーデン防衛線の「楔」として長期に亘り軍事基  
 地として確保する決心をたしもの考へられる。

外務省

0302

昨年米第二空軍はその司令部をグロム島より沖縄に移して  
 来たがこれはその証左と考へられる。  
 工事に因りその夜の経過は大作左の通りである。  
 昨年十月下旬には清水、鹿島、間、大成、池田、八川、大森、  
 竹中、納富等の業者から選抜された技術者數十名が沖  
 縄現地に派遣された。(一九五〇年一月三十一日 沖縄新民報)  
 ○本年三月十日には總司令部発表により、沖縄に於ける恒久的な軍

外務省

0303

RH'-0015

0325

建設工事計画が三ヶ月中に開始される予定であると報告され  
 ○本年三月十四日には日本土建請負会社三十一社の代表の才一陣教  
 十名が出發した  
 尚相づも二陣三陣が一週間以内に派遣される旨三月十七日に神  
 繩工務已ライニヤーン中佐は公表してゐる  
 ○日本業者是回の入札申込期限は四月六日まで、米國及オース  
 の入札も念ひであると言はれる。

外務省

0304

二軍事工事の内容及經費  
 その經費及具體的内容については種々報道されてゐるが、その概略は左の  
 通りである。  
 (イ) 經費について  
 ○本年三月十七日の米陸軍工務局神繩工務已ライニヤーン中佐發表は、昨  
 年十月米會議で承認された神繩のための軍事予算は、五千八百萬ドルが  
 二十日陸空軍の両方に使用される。十七日極東空軍司令官の發表は

外務省

0305

RH'-0015

0325

小正 沖縄空軍基地建設費二千四百万円は石予算の一部である

○昨年十二月七日沖縄現地空軍基地にてレイフオークNANA通信東京支局長登壇今夏米統合参謀本部は沖縄に恒久的な施設を建設することを決めた。陸空軍は約七千五百万円をもち半永久的な兵舎と家族住宅その他を建設することに決めた。この七千五百万円は前記五千八百万円に何を附加したものであるか、之は何であるかは今のところ不明である。以下に工事内容より推察するに一九五〇年沖縄戦災復興費一

0306

外務省

千数百万円と累計したものでありう。

○二月十一日AP東京支局長ラウセルラインズ記「米国の沖縄にかまざる決意をもちつゝいることは経費七千三百万円の建設計画によるもの明らかである。以下に（一九五〇年二月二日朝日）  
○建築業界では沖縄工事金額を約七千万円以上と見て居り、別に八千万円の工事のありとし、合計すると一億五千万円以上になると見られて本年一月二十五日の沖縄新民談は報じているが、何と根拠としていふか不明である。

0307

外務省

恐らく一九五〇年度以降の分も含めていたのであらう。

○所要資材の費用については一九四九年十二月廿日陸司令部誘外向の  
発表によれば「調達当局には日本日本の業者は建設資材のカラダゲ  
握求を求めたいが所要資材は約二千五百万弗に上るとみられ」と  
報じている。

回軍工事の内容について

その内容は全般については公表されていないので、種々の情報について調査する

外務省

0308

外はなおその概要は左の通りである。

○琉球軍政長官シーン少将は一九四九年十一月十日神繩現地北谷軍  
政本部に於て記者會見を行い左の通り発表し、(一九四九年十一月)

日附神繩タイムス

「神繩に投下された約五千万弗(約億三千五億円)の軍民施設復興  
予算が可成り少いので、近々将来に予算の執行は五千万五千万の人達に  
お小く、工事の興えらる。この仕事には全琉球の技術者の起用

外務省

0309

RH'-0015



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

2. 水、米國や日本からの参加はなるべく断り、島の人の警備に備  
 える。工事は港の復興、道路の補修、軍用倉庫と住宅の建設と  
 主とし、那覇港の修復と急ぎ、将来は軍民双方でこの港を使用する。  
 母が那覇港の附近に小港を開き、主として疎船に使用させる。この工事  
 には要する鉄道の資材と工作機は既に米國へ発注済みであり、入荷  
 の上はセメント、パイプ等も神繩で製造し、場合によりは米、米國にも  
 賣す事と務む。那覇市民に使用させる水道復興工事も速に着手

0310

外務省

身可る。  
 この場合アメリカ人の請負は最小限に止め、神繩の民間請負業者  
 と極力使用し、技術不足の場合は日本からも招く。  
 〇一九四九年十二月十九日ワシントンにて坂井特務委員(東京新聞)  
 「……そのかわり神繩の基地施設が急速に強化されよう。米海軍  
 司令部では通過した台風被害修復、全被害防止その他の費用  
 四千八百万ドルを充て、コンクリートの台風被害防止の建物のはが那覇

0311

外務省

RH'-0015



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records  
National Archives of Japan

港の設備、埠頭機用燃料庫、航行機整備場の施設、水道及下水、アスファルト道路など即時着手することになり、とうとうと見ようとする。

○一九五〇年二月十日、総司令部発表「神繩駐在の米軍政務官兼琉球列島司令官シーフ少将は十日、神繩に於ける恒久的な建設工事計画の概略を二月十日開始工場の予定であると発表した。今少将は少将同計画による主要な工事は神繩にコンクリート建造物を作ることで、二十日神繩の建築業者と利用することになり、下町に又多くの琉球人

0312

外務省

労働者を使用し、これによって現地の経済をうごかすことができる。なお新地域の工事の出来上りには周辺の施設はこれに統合され、現在米占領軍関係者のいる旧地域の多くは放棄しようとしている。

○一九五〇年二月十一日ワシントンライズ、A中東支局長記の中に「この建設計画の内容とすべし、発表はトルーマン大統領の署名を以て、昨午十月末のことであり、完成は百廿年と見し、最初に着工する建物は半年で使用出来る様になる予定である。建設計画に入ると

0313

外務省

RH'-0015



いろいろ台風は耐え得る四百七十の住居のほかに、空軍に属してゐる  
 船身倉と入小の兵舎などである。格納庫、倉庫、修理工場なども  
 建設エボロ（中略） シーツカ將の言明によれば、那覇港、道路  
 水道その他の施設の改良計畫もすめらうとあり、その經費は神繩の  
 経済復興のための資金より出るといふこと述べてらる。

○本年三月十三日の記者會見で神繩工務部長イライヤソン中佐は、記者団  
 の質問に答へて「神繩建設計畫と國際情勢の關係については言

外務省

0314

明出来ながら、毎年台風で勝大台被害を受け、神繩に恒久的な  
 優先その他の施設を設けるためのものであることだけは断言出来ると  
 述べている。

現在直ちに着手せんとするものは、本工事の基礎資材の生産であ  
 ると見らる。

○三月十三日の記者會見で終司令部工務局長中佐は「渡航を  
 許すよと日本土木建築請負会社代表は数週間に亘る工事計

外務省

0315

出及ビ工事地成の視察を行ふ。目下問題となるものはセメントパイプ  
 アスファルトコンクリートその他土木工事の基礎資材を生産する工場の  
 設計及びその工場完成後の運営である。と述べている。  
 日本より必要資材については昨年十二月廿日経司令部訪外局  
 発表に於て必要資材はセメントベニヤ板鋼鉄資材くぎパイプ  
 鉄器類鉛管類電気器材ガラスその他で神越への積出しは本年  
 尚で実施する。と述べている。

外務省

0316

尚ニ予算資材の一回入れに於て神越新設報(二月五日)は一月末  
 から二月月上旬に於て開始すべきと報じている。其の後の状況は不明である。

外務省

0317

RH'-0015





三、日本業者の参加並びに入札について

神繩建設工事に対する日本業者の参加については、工事請負並びに資材提供の両面に亘り、原則的には米、国、フィリピン、神繩の各業者と平等に参加の機会を與へらば公平な国際入札にならざるべしとの事は、日本業者の建設機械設備は非常に貧弱であり、優秀な機械設備を有する米國業者とは競争に當らざらざらうとの日本側の観測に対し、本年三月十七日米陸軍工事局工務区ライニアーション中佐の記者団會見に於て

外務省

0318

「工事契約は悉く札者に対し、より以上の負担をのけるべき米政府所有の建設用機械を利用出来るよう考慮すべき」と言明し、言所が、明りかである。

工事請負は神繩工事局東京工務区に於て（統司令部務外局三十四年十二月廿日発表）資材の提供は米海軍調達部に於て（三十五年一月二十五日附神繩新報）取扱はる。

去る三月十四日工事計画及び工事地域の視察のため、空路神繩へ代表の

外務省

0319

製造と許すは日本鋪道他三社及び今後代表の製造と予想  
 240万乃至15社の日本側業者と米側側ビジネス、アトキンソン等  
 神繩駐在業社並に米本國業社の外に、フリーポジション側 神繩側業  
 者の間に均等な機會を與へらして國際入札の利便を、ライネーション  
 中は本年三月十七日記者団會見で左の通り述べた。  
 日本側業者は

①神繩に距離的に近いその視察代表の製造機械設備の輸送費。

外務省

0320

少くも情む。

②神繩人が日本語を話す。

等の莫く有利である反面、この工事の管理に属する者等向て  
 の待遇と契約に不安がある莫く不利な面もある。

尚日技術者労働者の雇傭について、軍当局は神繩現地の経済を  
 うるほ可成り収束させ多くの神繩人を使用する方針を採る。

ようではあるが(神繩新民報 五年二月三日報道)「この労働者雇

外務省

0321

RH'-0015

0334

十四日連絡局地方課 川島 山下両事務官が米糧東軍總司  
令初 技術向フリストマン中佐と面接の際 今中佐の本件に関し  
「……實際問題として居住施設の園地より、最初は現地の労働  
者で雇うことにせう」更に「特殊技術者日米軍で直接雇出し  
並に一九四九年一月十五日附神總タイムス報道の「……この仕事には特殊の技  
術者の雇用は米軍が日本の参加を促すべく断り、日本人の参加は憚る……」の言  
程使する」と述べたことと、日本人労働者の参加は不  
し米糧觀を許さざるものと承へらる。特に神糧現地に於ける米  
國系会社ビシネル・アトキンソン等との競争は相当苦戦を免ずる

外務省

0323

備の取扱は悉くしと、業者を興へらる。然り、日本人で米軍の仕事に  
従事し経験のある者も相当居る。このうちを雇へば日本人業  
者でカバー出来ると思ふ。このライネーソン中佐の設話  
と見ても、日本  
業者の参加については不利と見らる。昨年の本年一月

外務省

0322

RH'-0015

0335

理橋、道路構築、電氣、水道などの修理。  
 最初の入札は、神港を視察した各国の業者の間に同條件で四月六  
 日迄に外は中、その結果は四月八日東京工務区に於て公開エウラニにて  
 なされた。更に、第一回目の契約を興へらした業者は、勿論入札の概  
 念は興へらしたか、は不レカニ回目、三回目と継続して將來の工事の  
 契約が興へらしたとは限らな、その程度最低入札者の落札エウラニ  
 に依る。 (神港工務区ライニアソン中佐談)

外務省

0325

に見てゐる向の多い。又ニ、界の会社は、ゼネラル・コントラクターに  
 なつてはなかつた。觀測してゐるものもある。  
 日本人業者の入札出札の契約は、神港工務区ライニアソン中佐談によ  
 りは次の二種類である。  
 ① アスファルト、セメント製造には要を研削、コンクリート管、  
 コンクリート及びコンクリート塊の五品目の製造並びに使用  
 ② 組立式倉庫、二の倉庫は九つ作るにせよ。又港務の修

外務省

0324



佐賀

管理局長

才一次神籠建設工事に関する件



主任



四月二十四日



0326

政務局長 豊満

政務部長

総務課長

建設局長

地産課長

管理司

沼根課長

H. 2. 2. 0. 1

神籠の新建設工事に基く才一回工事の株式会社は、米國のモリソン・  
 又ードン會社及び日本の清水建設とあり、総司令部、ロケ表表エホ  
 三の報と、傳へられた大林組、竹中工務、鹿島建設の三社合同は、  
 前述のモリソン會社と共同請負の形を考へたものと見らるる。  
 工事の内容はモリソン及び三社合同は、コンクリート材料、コンクリートボック、  
 コンクリートパイプ及びアスファルト製造で五月下旬から一年間の契約と

外務省

0327

をふり、清水建設は、鋼鉄製組立倉庫九棟の製造の契約と  
 あり、  
 労務者は各社とカ日本内地での一般募集は行はれず、全部神籠現地の  
 労務者の雇傭の方針で、少数の特殊技術者(モリソン六名、三社合  
 同十名内外、清水建設三名内外)と派遣するのみを以てする。  
 右技術者は、神籠工事向、東京工務区と通じ、片付けの許可を受け、  
 飛行機又は船舶を利用して神籠に渡航する。三社合同は五月下

外務省

RH'-0015

0327

30

政務局長  
 政務課長  
 特別資料課長  
 條約局  
 條約課長  
 連絡局  
 地方課長

沖繩建設工事に関する件  
 本件に関する従来日本の各新聞紙、或は沖繩現地発行の  
 新聞等に断片的に報道されては過さず、本年三月三十一  
 の両日に亘り、沖繩現地の新聞「うらま新報」は「沖繩基地と題  
 別添寫の通り」の通り具体的に報道して、これを高懸に供し、

外務省  
 五月十日  
 0329

自、清水建設は五月下旬出張するに存する。  
 (清水建設並に鹿島建設との電話連絡による)

外務省  
 0328

RH'-0015



うら子新報(三月二十日、二十一日付)

神繩(基地)

極東軍司令部神繩基地工事本部は三月十五日、来る四月のうちに着工とする神繩基地建設工事入札に關し極東軍司令部管下の土木業者を以て案内状を發送し、工事概況をの通り。

△四月十五日迄、家族住宅を建設するソーラー連家型百棟

△四月十九日迄、兵舎を階層鉄筋コンクリート作り、コンクリートブロック

カーテン壁、面積約四百メートル、吹六棟

△四月十九日迄、家族住宅を建設するソーラー型ブロック造、五棟

△五月一日迄、刑罰港レインセツ港施設、本工事は障害物の除去、陸揚方レインセツ港の準備、レインセツ、機橋構築等を含む。

一障害物の除去工事  
以刑罰港施設撤除の現存鋼鉄天板七百呎の除去、以現存

外務省

0330

ソーラー隔壁千四百呎の除去

ニ陸揚方工事

以特定地域の過重物十立方メートル、現存輔道除去を含む

△レインセツの準備工事

以船橋の組立並に海岸線の構築、以陸防並に陸路の構築

△レインセツ船は政府支給

以刑罰港並に他の地域をレインセツし、最終三千四百呎、レインセツ工に

て処置現場の所要高度まで埋立を為す。レインセツ総容積

約百立方メートル

五機橋構築

以機水庫引船用、水深十呎、鋼鉄天板隔壁約六千六百呎並に

約三千六百呎、鋼鉄天板隔壁水深引船用、水深十呎、千四百呎

以五月八日迄、給水及び一次道路の容量、百トン鉄筋コンクリート

外務省

0331

RH'-0015

0339

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

地下潜水水戸塩素処理装置実験管理建物何小中ナソソ  
 リーブロック構造セキエカロン地下鉄筋コンクリート造貯水池セキ  
 エカロン池と鋼鉄タンク並に約十二哩延長の配水線の設置  
 ハウエー道路約七哩改造並に路線再設定四列車輪路中  
 ニ列車輪路は加熱混合アスファルトを施工 排水溝の構築  
 △一九五〇年六月より一九五一年六月の間に左記工事並に外○設備  
 工事請負に付レ公告の予定  
 交通施設 無線電信塔塔所並に電話交換所建物  
 四三級台メーソソリーブロック家族住宅六百三三棟 外○設備 道路  
 並に通信線共  
 四三階建鉄筋コンクリート造リ共舎約三三棟 コンクリートカーレン壁  
 コンクリートブロック 全長四四呎×三三呎×三三呎 倉庫 共同便所  
 四三階建鉄筋コンクリート造リ早右田製糖所倉庫三三三棟 コンク

外務省

0332

リートカーレン壁 コンクリートブロック 全長五十四呎×百三呎  
 四給水 配水管線約三三哩 排水管线約二二哩並に架設配線電  
 器置約十五哩  
 四燃料タンクを含む運送並に燃料施設 即ち航空機修理工場 モーター  
 ナール モーター修理所施設 異状着陸機処理ステーションを含む航空  
 基地施設 応急手当病院 消防署 診療所 倉庫倉庫施設  
 冷蔵機貯蔵倉庫並にカミナリー建物等 倉庫 行政本部建物  
 四又建物並に其他軍基地運送に要する建築物の施設  
 四水処理所と浴場を含む水泳カールニ付 劇場サーカス  
 図書館及び体育館を含む娯楽施設  
 四各種修理場並にカーピス工場と貯蔵倉庫施設 総面積約六千  
 一万平方呎  
 四高架貯水池 ポンプステーション並に水処理装置

外務省

0333

RH'-0015





（四）第一次道路約三千哩

△第一次項に予期より早期工事着手は重要である従て此等工事の  
案内期間は約半年間に制限する。

△現況判明諸情をの通り通達す。

政府は工事には要する材料並に機械類を無償にて請負人に支給する。  
請負人は若し追加材料には要する場合は米國政府所有の神繩は於  
ける材料集積所より契約管を通じて入手可べし。軍政府所有  
の重量機械と車輛類は運送上は要するが請負人は無償にて  
私有し得る。

一般労働者及び純疎工は極東軍司令部管轄外よりの移入を禁ず。  
神繩外よりの移入労働者は米國政府及び琉球軍政府並に神繩は  
政府の適用健康診断 保障 移民法労働法及び其の他の法  
規に従うべし。

外 務 省

0334

契約期間中請負人は琉球軍政府或は民政府の規程する神  
繩人労働者庫庫法に従う適用規則及び公認最低給料を支  
拂うことを遵守すべし。

請負人配下の庫用人用配給品の支給及び其りに関連する全  
費用は請負人の全責任とする。

配給品は一部の取扱料を加へたMより得らる。現況の糧食は同  
等の比島配給品は七十五セント又は米國配給品は一ドル三十五セントと  
す。神繩人への配給品は米國政府の管理下にある。神繩民政  
府より入手可べし。毎日各人一個宛の配給品を支給す。

神繩には三つの民間航空會社の定期空路あり、本島の重要禁止場  
那霸港は大津航路汽船並に内海航路線の出入を許さず。請  
負人の建築材 供給品其他各種機械類等工事遂行には要する  
材料の神繩への運送は全部請負人の費用に之を其全責任とす。

外 務 省

0335

RH'-0015

0341

發信用執務用			
主信	12	12	24
附	甲		
乙			
丙			
丁			
備考	H11.9.20		

至急  
川崎次長  
調聖課長  
管理局  
松野課長  
選集  
②35

文書課發送日 昭和五年五月廿日	文書課長	受信人	各地方連絡局長
		送附地	合第五二一號 昭和昭和五年五月 日日附 附屬
主送	連絡局長	受信人	大臣
主送	松野課長	受信人	大臣
件名	第一次沖繩建設工事に関する件	件名録記	第十四章
先付送寫		件名録記	去る四月八日行はれた沖繩の新建設工事入札に因りては
備考		件名録記	十八日總司令部より米國モリソン・ヌードヤン社及

公 信 案 一 外 務 省

0337

外務省
負うべし。請負人が要求する場合若し運送可能の所限り
軍政府は同政府施の運送を専用船として材料運送を許
す可きとあり。是れ同政府が斯の場合運送運送による請負
人の蒙る損失に責任を負ふべし又此種理由で工事延期と許
すべし。

0336

RH'-0015

0342

日本の清水建設が落札した白発表があったが、<sup>ま</sup>に肉連  
し、<sup>ま</sup>に設報として傳<sup>つ</sup>らうた。大林組、竹中工務店、鹿島建  
設の三社は、~~本~~前記モリソン・ヌードセン社と共同請  
買の形で参加する由である。

工事の内容は、モリソン及三社合同のものはコンクリート材料、  
コンクリートブロック、コンクリートパイプ、及びアス<sup>ル</sup>ルト製  
造で、五月下旬から一ヶ年回、清水建設は鋼鉄製組立

公 信 案

外 務 省

0338

倉庫九棟の製造と<sup>な</sup>つてある。

問題の労働者募集に<sup>関</sup>し、鹿島建設及清水建設<sup>の</sup>

説明する

連絡<sup>した</sup>ところによれば、前記三社及清水建設の何れも

沖縄現地の労働者を雇傭する方針で、尤も三社合同の方

は、恐らく募集しない<sup>と述べてあるのに</sup>、<sup>反し</sup>清水建設の方では

絶対<sup>に</sup>募集しない<sup>と述べてある</sup>。少数の特殊技術者を派

遣するのみである。南<sup>部</sup>右技術者は三社合

公 信 案

外 務 省

0339

0343

RH'-0015

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

公  
信  
案

外  
務  
省

同の方は五月下旬、清水建設の方は五月上旬出張す  
る由、右御参考<sup>ま</sup>速<sup>い</sup>

0340

RH'-0015

0344

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

管理局 渡航課長

入済 五月六日

記帳済

文書課  
25.5.6  
52

0341

二五外 八十五號

昭和二十五年五月二日

長崎縣 外務課 長

長崎縣 外務課 長 印

外務省 管理局 局長 殿

沖繩諸島建設工事の爲め技術者、通譯及勞務者  
の募集について

主題の件について最近新聞紙上に於て沖繩諸島建設工事の請負業者が決定した旨發表になつたがこれに伴ひ同地建設工事に従事するため同地上り技術者、通譯及び勞務者を募集し該地に派遣するとの流説がありこれに對して種々問合せがあるので左記事項につき御回答お願いする。

記

海軍

一、技術者、通譯及び勞務者は一般より募集せらるるか

二、右が一般より募集せらるるとすれば左記の條件はどうなつてゐるか

イ、宿舍、給與、契約期間その他雇備條件

ロ、宿舍より外出許可されるや否や又は自由行動許されるや

ハ、圖は如何なる方法で支拂はれるや

ニ、申込手續

公 信 案

外 務 省

局長が事務局長を兼任する。なお事務局長は  
 大部現地に勤務する旨を申し添えます。  
 (事務局長の兼任は先般御座り)

0343

主任		1	7	2
附 属	甲			
	乙			
	丙			
	丁			
備考	412201			

送 達

文書課 送 日 昭和五年五月九日

管主 管理局長

任主 佐々木 昭和

第 号 昭 和 五 年 五 月 八 日 附

淨書 (原稿) 五月拾日

記入済

53 0342

先付送 名人信受 佐々木 昭和

名人信發 佐々木 昭和

名 件 (佐々木 昭和 宛)

外務省事務局長を兼任する。なお事務局長は

外務省事務局長を兼任する旨を申し添えます。

外務省事務局長を兼任する旨を申し添えます。

外務省事務局長を兼任する旨を申し添えます。

外務省事務局長を兼任する旨を申し添えます。

